

船舶インシデント調査報告書

令和5年11月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（舵故障）
発生日時	令和4年5月3日 07時30分ごろ
発生場所	鹿児島県三島村硫黄島南西方沖 薩摩硫黄島港沖防波堤西灯台から真方位221°430m付近 （概位 北緯30°46.5′ 東経130°16.6′）
インシデントの概要	瀬渡船美穂丸は、航行中、舵が作動しなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年6月3日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	瀬渡船 美穂丸、7.9トン
船舶番号、船舶所有者等	290-22683鹿児島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過等	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、船長が操舵室で操船し、硫黄島南西岸の瀬に向けて航行していたところ、舵が急に効かなくなり、運航不能となった。</p> <p>船長は、機関室内を確認したところ、‘操舵装置の油圧シリンダにつながるゴム製油圧ホース’（以下「本件ホース」という。）に亀裂が生じ、作動油が漏れているのを認めた。</p> <p>本船は、船長が携帯電話で本インシデントの発生を知人に連絡し、来援した知人の船にえい航されて三島村硫黄島港に入港した。</p> <p>船長は、ふだん、主機の点検整備を行う際、目視により本件ホースを点検して異状を認めなかったものの、本件ホースが、約30年間使用されていたので、経年により劣化して亀裂が生じたのではないかと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、本件ホースが約30年間使用されていた中、船長が、目視で点検整備を行う際、本件ホースに異状を認めなかったが、航行中、本件ホースに経年劣化による亀裂が生じたことから、作動油が漏れいして舵が作動しなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、本件ホースが約30年間使用されていた中、船長が、目視で点検整備を行う際、本件ホースに異状を認めなかったが、航行中、本件ホースに経年劣化による亀裂が生じたため、作動油が漏れいして舵が作動しなくなったことにより発生したものと

	考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、操舵装置のゴム製油圧ホースの点検を行う際、目視だけでなく、触診するなどして詳細な点検を行い、早期に亀裂などの異状を発見すること。また、可能な限り、整備業者に依頼して定期的にホースを交換することが望ましい。